

平成26年度 第11回板倉区地域協議会 次第

日時：平成27年2月19日（木）

午後6時00分から

場所：板倉コミュニティプラザ

市民活動室

1 開 会

2 会長挨拶

3 所長挨拶

4 協 議

(1) 答申に対する市の方針決定について

ア 諮問第106号 板倉農村環境改善センターの使用料の変更について

イ 諮問第107号 ゑしんの里記念館の利用料金上限額の変更について

ウ 諮問第108号 上越市板倉運動広場の使用料の変更について

エ 諮問第109号 板倉そば打ち体験交流施設いたくら亭の廃止について

(2) 平成27年度板倉区地域活動支援事業採択方針等(案)について

(3) 自主的審議事項について

ア 地域振興部会

イ 健康福祉部会

ウ 産業建設部会

(4) その他

5 閉 会

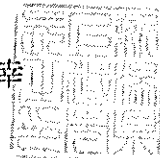


資料No. 1

上農政第4905号
平成27年 2月18日

板倉区地域協議会
会長 平井 達夫 様

上越市長 村山 秀幸
(農林水産部農業政策課)



板倉農村環境改善センターの使用料の変更について（通知）

平成27年1月22日付けで答申のあった諮問第106号：板倉農村環境改善センターの使用料の変更について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり板倉農村環境改善センターの使用料を変更することとし、平成27年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。



資料No. 2

上観第4974号
平成27年2月18日

板倉区地域協議会
会長 平井達夫 様

上越市長 村山秀幸
(産業観光部 観光振興課)

糸しんの里記念館の利用料金上限額の変更について（通知）

平成27年1月22日付けで答申のあった諮問第107号：糸しんの里記念館の利用料金上限額の変更について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり糸しんの里記念館の利用料金上限額を変更することとし、平成27年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。

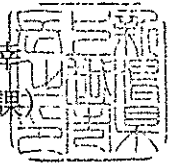


資料No. 3

上教体第794号
平成27年2月18日

板倉区地域協議会
会長 平井 達夫 様

上越市長 村山 秀幸
(上越市教育委員会 体育課)



上越市板倉運動広場の使用料の変更について（通知）

平成27年1月22日付けで答申のあった、諮問第108号上越市板倉運動広場の使用料の変更について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり、上越市板倉運動広場の使用料を変更することとし、平成27年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。



資料No. 4

上観第 2517 号
平成 27 年 2 月 16 日

板倉区地域協議会
会長 平井達夫 様

上越市長 村山秀幸
(産業観光部 観光振興課)



板倉そば打ち体験交流施設いたくら亭の廃止について (通知)

平成 27 年 1 月 20 日付けで答申のあった諮問第 109 号：板倉そば打ち体験交流施設
いたくら亭の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり板倉そば打ち体験交流施設いたくら亭を廃止することとし、平成 27 年上
越市議会 3 月定例会に所要の条例案を提出します。

平成27年度板倉区地域活動支援事業採択方針等(案)

1 板倉区の採択方針について

《優先して採択する事業》

北陸新幹線開業による「上越妙高駅」からの好アクセスを生かし、板倉区の持つ資源と立地の優位性を生かし、内外との交流を促進することにより地域の活力を高めることを目標に、地域住民が自主的・主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。

① 地域の魅力を引き出し、情報を発信する事業

キャッチフレーズの作成、他地区との連携、インターネットの活用などにより、板倉の歴史・文化・特産物の情報を全国に発信する事業

② 歴史や文化、民俗、景観など「板倉らしさ」を磨く事業

板倉らしい歴史・文化等の伝承を行う事業

③ 地域の様々な資源を生かし、新たな価値を創り出す事業

板倉区の様々な資源を、様々な団体の協力を得て、観光や体験学習などに結び付ける事業

④ 世代間をつなぎ、元気と活力を生み出す事業

地域や団体の横のつながりを強め、子供から高齢者までが元気になるイベントの実施や、助け合いによる暮らしやすい地域をつくる事業

《その他の事業》

優先して採択する事業以外の事業のうち、地域の課題解決や活力向上に資すると認められる事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択する。

2 審査項目について

項目	内容	審査の方法
ア 基本審査	・提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認する。	適否を確認
イ 採択方針	・提案事業が「板倉区の優先採択項目（4項目）に該当する事業かどうか」を確認する。	適否を確認
ウ 共通審査基準	・提案事業が「審査項目の基準を満たしているか」を視点に採点する。（全28地域自治区（全市）で共通）	5点満点で採点

《ウ 共通審査基準》

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民、事業者、団体等に不利益を与えるものではないか 	5点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・他の方法で代替できないものであるか 	5点
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか 	5点
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか 	5点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな取組の視点はありますか ・提案団体は、信頼性・将来性・継続性はあるか ・助成事業等の終了後における継続性・自立性・発展性は期待できるか 	5点
合 計		25点

《配点の目安》 5点…優れている 4点…やや優れている 3点…普通
2点…やや劣っている 1点…劣っている

《その他考慮すべき事項》

- ① 過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合の取扱いについては、3回目以降は選定しない。ただし、事業の必要性・発展性について、十分確認・審査し、必要な事業は選定する。
- ② 備品の取扱いについては、備品購入が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民自らの活動が行われることが必要であり、事業を実施する上での必要性について、十分確認・審査を行う。

3 審査に関する事項

(1) 補助率

- ・ 補助対象経費に対し、10/10以内とする。

(2) 補助金額の上限及び下限

- ・ 補助金額の下限は10万円以上、上限は100万円以下とする。
- ・ ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができる。

(3) ヒアリング・プレゼンテーションについて

- ・ 提案者（団体）へヒアリングを行う。

(4) 事業提案者に地域協議会委員が含まれる場合の取扱い

- ・ 地域協議会委員が提案団体の代表者又は事務担当者の場合は、当該事業の審査から外れる。

4 審査方法

(1) 事務局による事業説明

- ・ 提案事業一覧及び提案書

(2) 提案者へのヒアリング

- ・ 提案者への質問・回答

(3) 採点票の記入

- ・ 各委員（無記名）は、評価結果を採点票に記入する。
- ・ 各審査項目に5点を配点し、1事業当たり25点満点とする。
- ・ 各項目を5段階評価し、0点は付けない。
- ・ 事業提案者である委員は、提案事業の採点を行わない。

(4) 採点票の回収・採点結果一覧の作成

- ・ 総合事務所は、評価項目ごとに合計点（平均点）の算出等を行う。
- ・ 基本審査、板倉区採択方針への適否順・高得点順に並べ替えた一覧を作成する。

(5) 採択すべき事業・採択すべきでない事業についての協議

①基本審査項目と適合性の確認

- ・ 委員の過半数が「合致している」と判定した事業を「適合」とする。
- ・ 適合しないと判定された事業は、採択すべきでない事業とする。

②板倉区採択方針との適合性の確認

- ・ 委員の過半数が「該当する」と判断した事業を「適合」とし、「優先して採択する事業」とする。
- ・ 適合しないと判定された事業は、「その他の事業」とする。

③共通審査項目の最低基準の設定

- ・ 採点結果（集計後）の合計得点が7.5点未満の事業は、採択すべきでない事業とする。

(6) 採択すべき事業の選定及び助成金額の確認

- ・ 得点が上位の事業から、今年度の板倉区配分額の範囲で採択すべき事業を選定する。その際に、事業費の内訳を精査して助成額を決める。
- ・ 配分額に余りがある場合に限り、板倉区の採択方針で「その他の事業」とした事業のうち、地域の問題解決や活力向上に資すると認められる事業

を採択すべき事業とする。ただし、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮するものとする。

(7) 事業実施者等への地域協議会の意見の取りまとめ

- ・ 事業実施者に対し、採択事業の執行上配慮すべき点の取りまとめを行う。
- ・ 事業提案者に対し、不採択事業について地域協議会の意見の取りまとめを行う。

5 スケジュールについて

- (1) 事前相談の受付： 3/ ~
- (2) 募集要項等の配布開始： 3月下旬
- (3) 提案の募集開始： 4/1~5/14
- (4) 地域協議会での審査： 5月下旬~

考え方：※審査期間を十分に確保することを考慮する。

提案事業一覧表・提案書の写しの送付	<u>5月下旬</u>
審査手順の確認・提案者へのヒアリング	<u>5月下旬</u>
採点票の提出	<u>6月上旬</u>
採択すべき事業等の審査	<u>6月上旬</u>

- (5) 採択事業の決定・公表： 6月中旬~
- (6) 補助金の交付決定・事業の実施： 6月中旬
- (7) 追加募集の実施 6月中旬

1次募集事業の審査終了後、改めて審議する。